公　　告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和７年５月２２日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長　細　井　　裕　司

１　競争入札に付する調達の内容

（１）入札物件名

基礎医学棟２階 生化学実習室用実験台購入

（２）入札物件の数量及び特質

基礎医学棟２階 生化学実習室用実験台購入一式（詳細は仕様書のとおり）

（３）納入期限

令和７年８月２９日（金）

（４）納入場所

奈良県橿原市四条町８４０番地　公立大学法人奈良県立医科大学

２　競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

（１）　公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第３条第１項及び第２項の規程に該当しない者であること。

（２）公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等の措置（奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。）期間中でないこと。

（3）奈良県における競争入札参加有資格者名簿に、営業種目がＥ２「理化学・計測機器」に登録されていること。

（4）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更正手続開始の申立て同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」。）係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」。）第３０条に規定する更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（５）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条の規定による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２号第１項の規程による和議開始の申立てをしていない者であること。

（６）平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であって、再

生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（７）仕様書に示した種類及び規模と同等以上の業務実績があることを証明できる者であること。

（８）この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入しうる者であること。
また、本学への支援を適切かつ遅滞なく行うための体制を整備できること。

３　契約条項を示す場所等

（１）契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒６３４－８５２１　奈良県橿原市四条町８４０番地
公立大学法人 奈良県立医科大学　法人企画部 教育支援課 医学科教務係
ＴＥＬ：０７４４－２２－３０５１（内線）２２１３
ＦＡＸ：０７４４－２５－６２１１
E-Mail：gakuseik@naramed-u.ac.jp

（２）入札説明書の交付方法

奈良県立医科大学公式Ｗｅｂサイトからダウンロードしてください。
https://www.naramed-u.ac.jp/university/chotatsujoho/chotatsujoho/index.html

公告及び入札説明書配布開始日　　令和７年５月２２日（木）

（３）入札参加資格の確認

入札参加者は、入札参加資格の確認期間内に、（1）に示す場所において、２（３）及び２（７）を証明する書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

入札参加資格の確認期間：令和７年６月４日（水）から令和７年６月６日（金）午後1時まで
※但し、土曜、日曜・祝日を除く平日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）
入札参加資格確認結果通知：令和７年６月４日（水）

（４）質問の受付期間

令和７年５月２２日（木）から令和７年５月２９日（木）の午後３時まで。
入札説明書及び入札仕様書等に関して質問がある場合は、質問票を作成し、メールで提出してください。
質問に対する回答は、６月３日（火）までに奈良県立医科大学ホームページの情報調達ページに掲載します。

（５）入開札の日時及び場所

令和７年６月１２日（木）午前１０時００分

奈良県橿原市四条町８４０番地

公立大学法人奈良県立医科大学　基礎医学棟5階　小講義室

郵便による入札は行いません。

４　入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

５　入札保証金

公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第４条に定めるところによります。

ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第１７条第２項の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

６　契約保証金

公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第２６条に定めるところによります。

７　契約書作成の要否

要します。

８　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とします。

９　入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第７条の規定に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

10　契約の不締結

落札者決定後、契約締結までの間に、落札者について、次のいずれかに該当する理由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

（１）落札者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力

団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

（４）落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）（３）及び（４）に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（１）から（５）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）本契約に係る下請契約等に当たって、上記（１）から（５）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（６）に該当する場合を除く。）において、奈良県立医科大学が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

11　契約の解除

契約締結後、契約者について１０（1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、１０（1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12　その他必要事項

その他詳細は、入札説明書及び生化学実習室用実験台仕様書によります。

13　入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

（１）使用言語

日本語とします。

（２）通貨

日本国通貨とします。